

山梨県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱

第1章 総則

(補助金交付の目的)

第1条 山梨県小規模事業経営支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、商工会若しくは商工会議所又は山梨県商工会連合会の行う小規模事業者の経営の改善発達・活動支援、合併した商工会への支援のための事業の充実を図るとともに、商工会に対する山梨県商工会連合会の指導の推進を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与することを目的とする。

(適用法規)

第2条 補助金の執行については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年規則第25号。以下「補助金交付規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において「小規模事業者」とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者を、「商工会」及び「県連合会」とは、商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会及び都道府県商工会連合会を、「商工会議所」とは、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所をいう。

第2章 補助

(補助金の交付対象)

第4条 補助金は、次の各号に掲げる事業を知事が定める基準に基づき実施するために必要な経費であって、別表（山梨県小規模事業経営支援事業費補助金補助事業別補助対象経費）に掲げるもののうち、知事が必要かつ相当と認めたものについて交付する。

- 一 商工会又は商工会議所（以下「商工会等」という。）が経営指導員（第6条に定める資格を有する者）、専門経営指導員（第6条の2に定める資格を有する者）、経営指導員研修生、補助員及び記帳専任職員を設置して行う小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業（以下「経営改善普及事業」という。）に要する経費のうち職員の設定及び指導事業の実施に要する経費に対する補助
- 二 県連合会が商工会指導員及び補助員を設置して行う商工会を指導する事業（以下「商工会指導事業」という。）並びに経営指導員、専門経営指導員、経営指導員研修生及び補助員を設置して行う経営改善普及事業に要する経費のうち職員の設定及び指導事業の実施に要する経費に対する補助

- 三 商工会等が行う経営改善普及事業の適正かつ効率的な実施を図るために行う資質向上対策事業に要する経費に対する補助
- 四 県連合会が行う商工会指導事業及び経営改善普及事業（以下「商工会指導事業等」という。）の適正かつ効率的な実施を図るために行う資質向上対策事業及び経営・技術強化支援事業に要する経費に対する補助
- 五 商工会等が経営改善普及事業の適正かつ効率的な実施を図るために行う経営指導推進事業に要する経費に対する補助
- 六 商工会等又は県連合会が行う小規模事業者に対する施策普及事業に要する経費に対する補助
- 七 商工会等又は県連合会が、経営改善普及事業又は商工会指導事業等の円滑かつ効果的な推進を図るための指導施設の建設又は取得等に要する経費に対する補助
- 八 商工会等が記帳機械化システム等及び地域小規模事業情報化推進事業を推進するために行う情報ネットワーク化等推進事業に要する経費に対する補助
- 九 商工会等が行う指導環境の整備を図るための指導環境推進事業に要する経費に対する補助
- 十 商工会議所が行う商工会議所に設置されている青年部又は女性部の活動推進事業に要する経費に対する補助
- 十一 県連合会が行う商工会に設置されている青年部又は女性部の活動推進事業に要する経費に対する補助
- 十二 商工会等が行う地域振興推進事業に要する経費に対する補助
- 十三 商工会等が行う広域連携等対策事業に要する経費に対する補助
- 十四 商工会等が行う地域振興活性化事業に要する経費に対する補助
- 十五 商工会議所又は県連合会が中小企業の倒産に伴う社会的混乱の未然防止及び再建円滑化を図るために行う経営安定特別相談事業に要する経費に対する補助
- 十六 商工会等又は県連合会が行う能力開発強化支援事業に要する経費に対する補助

（補助金の限度額）

第5条 補助金の限度額は、別表に掲げる経費の区分毎に運用通達の別表に掲げる算定基準により算出される額の合計額とする。

（経営指導員の資格）

第6条 第4条第1号及び第2号における経営指導員は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- 一 経営指導員研修生としての研修課程を修了した者
- 二 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学

令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を卒業した者（以下「大学卒業者」という。）であって、商工鉱業の指導又は経営実務に最近 5 年のうち 2 年以上従事した経験を有する者

三 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校、旧専門学校令（明治 37 年勅令第 61 号）による専門学校又は旧高等学校令（大正 7 年勅令第 389 号）による高等学校を卒業した者（以下「短期大学等卒業者」という。）であって、商工鉱業の指導又は経営実務に最近 5 年のうち 3 年以上従事した経験を有する者

四 商工鉱業の指導又は経営実務に最近 7 年のうち 5 年以上従事した経験を有する者

五 公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）の規定による公認会計士、会計士補又は計理士法（昭和 2 年法律第 31 号）の規定による計理士の資格を有する者

六 税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）の規定による税理士の資格を有する者

七 中小企業診断士の登録を受けている者

八 知事が第二号から第七号までに規定する者と同等以上の指導能力を有すると認められた者

（専門経営指導員の資格）

第 6 条の 2 第 4 条第 1 号及び第 2 号における専門経営指導員は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

一 経営指導員を 3 年以上経験し、年齢が 27 歳以上の者であって、かつ、商工鉱業の指導に必要な専門的知識を有する者

二 経営指導員を 3 年以上経験し、年齢が 27 歳以上の者であって、かつ、平成 4 年度以前に中小企業事業団の行う経営指導員研修課程の専門コース若しくは総合コース（3 か月）を修了した者又は平成 5 年度以降に中小企業事業団の行う経営指導員研修課程の専門コースを修了した者若しくは修了すると認められる者

三 前条第 2 号から第 4 号までのいずれか一に該当し、年齢が 30 歳以上（現に商工会等又は県連合会に 5 年以上勤務している者にあつては、27 歳以上）の者であって、かつ、商工鉱業の指導に必要な専門的知識を有する者

四 前条第 5 号から第 7 号までのいずれか一に該当する者

（商工会指導員の資格）

第 7 条 第 4 条第 2 号における商工会指導員は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

一 大学卒業者であって、商工鉱業の指導又は経営実務に最近 5 年のうち 3 年以上従事した経験を有する者

二 短期大学等卒業者であって、商工鉱業の指導又は経営実務に最近 7 年のうち 5 年以

上従事した経験を有する者

三 商工鉱業の指導又は経営実務に7年以上従事した経験を有する者であって満30歳以上の者

四 知事が、前各号に規定する者と同等以上の指導能力を有すると認めた者

(補助金の交付の申請)

第8条 商工会等及び県連合会（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による山梨県小規模事業経営支援事業費補助金交付申請書（正1通、写1通）を知事に、その定める期日までに提出しなければならない。

2 商工会等は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の一括交付申請)

第8条の2 前条第1項の規定にかかわらず、県連合会は各商工会に係る補助金を一括して申請することができる。

この場合において、県連合会長は様式第1-2号による山梨県小規模事業経営支援事業費補助金交付申請書に、各商工会の事業内容を明らかにする書類を添付して提出するものとする。

2 前項に規定する一括申請をする場合は、様式第11号による各商工会からの委任状を添付するものとする。

3 第1項後段の規定は、第10条から第12条まで、第15条、第16条及び第18条の場合に準用する。

(補助金の交付の決定)

第9条 知事は、前2条に規定する山梨県小規模事業経営支援事業費補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第2号による山梨県小規模事業経営支援事業費補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 前条第1項の規定による一括申請がなされた場合は、県連合会長は知事からの交付決定通知書に基づき、その内容を各商工会に遅滞なく通知するものとする。

3 知事は、第1項による交付決定に当たっては、第8条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

4 知事は、第8条第2項のただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第10条 前条の交付決定の内容又は条件に対して不服がある場合における補助金交付規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、山梨県小規模事業経営支援事業費補助金交付決定通知書の送付を受けた日から20日以内とする。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第3号による申請書(正1通、写1通)を知事に提出してその承認を受けなければならない。

ただし、別紙に定める軽微な変更については、この限りではない。

2 県連合会が各商工会に係る前項の承認申請を一括して行う場合は、様式第3-2号の変更承認申請書によるものとし、第9条第2項の規定を準用する。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第4号による申請書(正1通、写1通)を知事に提出してその承認を受けなければならない。

(補助対象職員の変更)

第13条 第6条第8号及び第7条第4号の規定に基づく知事の認定を受けようとする補助事業者は、様式第5号による認定申請書(正2通)を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、事務局長、経営指導員、専門経営指導員、商工会指導員、経営指導員研修生、補助員及び記帳専任職員(以下「補助対象職員」という。)の変更(退職又は任命をいう。以下同じ。)をしようとするときは、あらかじめ、様式第6号による変更承認申請書(正1通、写1通)を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

(補助対象職員の長期欠勤等)

第14条 補助事業者は、補助対象職員が引き続き3月を超えて欠勤し、又は本務を離れる

に至った場合（前条第2項の規定による変更承認申請書を提出しようとする場合を除く。）には、速やかに様式第7号による補助対象職員長期欠勤届（正1通）を知事に提出しなければならない。

2 前項の報告があった場合において、知事は必要な指示をすることができる。

（状況報告）

第15条 補助事業者は、9月30日現在における補助事業の遂行状況について様式第8号による山梨県小規模事業経営支援事業費補助金に係る補助事業遂行状況報告書（正1通）を10月10日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第16条 補助事業者は、補助事業の実績について、様式第9号による山梨県小規模事業経営支援事業費補助金に係る補助事業実績報告書（正1通、写1通）を事業完了の日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした翌年度の4月10日のいずれか早い期日まで（ただし、第12条の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日から10日以内）に知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第16条の2 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第9-2号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

（財産の管理及び処分）

第17条 補助事業者は、補助事業により取得した指導施設、指導用車両、研修用機器及び備品（記帳機械化システム実用化に係る端末機を含む。以下同じ。）又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も、様式第9-3号による取得財産等台帳を整え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意を持って管理しなければならない。

2 補助事業者は、知事が別に定める時期までに、補助金により取得した取得財産等（取得価額が30万円以上のもの又は効用が増加した財産のうち増加価額が50万円以上のもの

の)を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする(以下「取得財産の処分」という。)ときは、あらかじめ様式第9-4号による申請書(正1通)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

この場合において知事は、当該取得財産が別に定める耐用年数を経過している場合を除き、補助事業者が取得財産を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

(補助金の交付方法)

第18条 補助金の交付について、知事が必要と認めたときは、概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、様式第10号による概算払請求書(正1通、写1通)を知事に提出しなければならない。

3 第8条の2第1項及び第11条第2項に規定する補助金概算払いを受けた県連合会は、補助金を受領後、直ちに第8条の2第2項に規定する委任をした商工会に当該商工会に係る補助金の額を支払わなければならない。

(補助金に係る経理)

第19条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(非常災害等の場合の措置)

第20条 補助事業者は、非常災害等により被害を受けたために補助事業の遂行が困難となった場合には、当該地域の被害状況を調査し、知事に報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合において、知事は補助事業者に対し必要な指示をすることとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年産政第856号)

この要綱は、平成29年7月5日から施行する。

附 則 (令和2年産政第2960号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別紙

○山梨県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱の軽微な変更について

山梨県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 11 条ただし書に規定する補助事業の内容変更のうち軽微な変更とは、次の各号に定める場合以外の変更をいう。

(1) 内容の変更

(7) 前記により定められた補助事業に要する経費の合計額（交付申請書の補助事業計画書の補助事業に要する経費の合計額）を増額又は 20% を超えて減額する場合。

(4) 補助対象職員（商工会指導員、専門経営指導員、経営指導員、経営指導員研修生、補助員、記帳専任職員）の設置月数に変更を生ずる場合。

(2) 経費の区分の変更

(7) 申請書の補助事業計画書に掲げる商工会等に対する補助事業に係る各経費区分の費目ごとに配分された経費について、次の①から③までに掲げる変更を行う場合

① 俸給及び扶養手当、地域手当、通勤手当、期末手当、寒冷地手当、住居手当、超過勤務手当、福利厚生費、事務費の調査研究費のうちの福利環境整備費、指導事業費の記帳指導員等謝金等、特別研究指導費、法定経営指導員手当、嘱託専門指導員謝金、支部借館料、電子計算機賃借料、指導施設建設費等並びに商工会等指導環境推進費に係る経費の変更

② 研修事業費、経営指導員技術研修会費、資質向上対策推進費、小規模企業振興委員活動費、経営・技術強化支援事業費、若手後継者等育成事業費、経営安定特別相談事業費に係る経費の減額変更

③ 能力開発強化支援事業に係る経費の変更

④ ①、②及び③に掲げる費目以外の費目に係る経費の増額又は 20% を超える減額変更（ただし旅費のうち指導旅費から指導用軽車両購入費へ流用する場合を除く。）

(4) 申請書の補助事業計画書に掲げる県連合会に対する補助事業に係る各経費区分の費目ごとに配分された経費について、次の①～③までに掲げる変更を行う場合

① 俸給及び扶養手当、地域手当、通勤手当、期末手当、寒冷地手当、住居手当、超過勤務手当、福利厚生費、事務費の調査研究費のうちの福利環境整備費、指導事業費の記帳指導員等謝金等、嘱託専門指導員謝金、特別研究指導費、法定経営指導員手当、支部活動推進費（経費区分の明細の支部借館料に限る。）、指導施設建設費等、電子計算機賃借料並びに記帳機械化等推進事業オペレータ設置費に係る経費の変更

② 商工会役職員研修会開催費、小規模事業施策普及費、資質向上対策推進事業費、経営・技術強化支援事業費、全国物産展参加費、ミニ全国物産展参加費、広域連携物産展開催

費及び参加費、特産品等販路開拓支援事業費、ふるさと情報発信円滑化事業費、若手後継者等育成事業費、中小企業景況調査事業費、小規模企業広域活性化事業費、商工会地域広域振興対策推進事業費、経営安定特別相談事業費に係る経費の減額変更

③ 能力開発強化支援事業に係る経費の変更

④ ①、②及び③に掲げる費目以外の費目に係る経費の増額又は20%を超える減額変更

以上

(別表)

山梨県小規模事業経営支援事業費補助金補助事業別補助対象経費

補助 区分	間 接 補 助 事業の区分	補 助 対 象 経 費		
		経 費 区 分	経費区分の明細	内 容
1 商 工 会 等 又 は 県 連 合 会 に 対 す る 補 助	(1) 補助対 象職員の設 置費	俸給及び扶養 手当		補助対象職員の俸給及び扶養手当 (経営指導員研修生の扶養手当を 除く。)
		地域手当		補助対象職員の地域手当
		通勤手当		補助対象職員の通勤手当
		期末手当		補助対象職員の期末手当
		寒冷地手当		補助対象職員の寒冷地手当
		住居手当		補助対象職員の住居手当
		超過勤務手当		補助対象職員(経営指導員研修生 を除く。)の超過勤務手当
		福利厚生費		補助対象職員に係る健康保険料、 厚生年金保険料、雇用保険料、介 護保険料及び労災保険料の事業主 負担分
	(2) 指導事 業費	旅費	指導旅費	経営改善普及事業の実施に要する 補助対象職員、記帳指導職員、記 帳指導員及び嘱託専門指導員の旅 費
			研修会出席旅費	県の行う研修会への出席に要する 補助対象職員の旅費(県の指示又 は承認を受けた研修会、研究会等 への出席旅費を含む。)
			特定商工会議所 中小企業相談所 直面問題会議出 席旅費	日商が行う特定商工会議所中小企 業相談所直面問題会議への出席に 要する中小企業相談所長、専門経 営指導員又は経営指導員の旅費
			広域指導センタ ー所長会議出席 旅費	全国連合会が主催する広域指導セ ンター所長会議への出席に要する 広域指導センター所長(代理出席 する専門経営指導員を含む。)の旅 費
			商工会役職員研 修会出席旅費	県連合会が行う商工会役員研修 会、商工会事務局長研修会、商工 会補助員研修会、商工会記帳専任 職員研修会及び商工会パソコン研 修会への出席に要する役員及び職 員の旅費
		事務費	指導事務費、調査 研究費、備品費	経営改善普及事業の実施に必要な 指導事務及び調査研究に要する会 議費、備品費、雑役務費、 謝金、講師旅費、印刷製本費、

		通信運搬費、回線使用料、消耗品費、燃料費、道路通行料、集計費、修繕費、保守料、借損料、補助対象車両に係る法定保険料及び車検料、参考資料の購入費（補助対象職員の資質向上を図るため、県の指示又は承認を受けた研修会への受講に要する受講料を含む。）
	指導用車両購入費	県連合会が実施する商工会指導事業及び経営改善普及事業の実施に必要な指導用車両の購入に要する経費
	広報用車両購入費	県連合会が実施する商工会指導事業及び経営改善普及事業の実施に必要な広報用車両の購入に要する経費
福利環境整備費		補助対象職員に係る福利環境整備事業費の事業主支払分
指導事業費	講習会等開催費	経営改善普及事業の実施に必要な講習会、講演会、個別指導等の開催及び経営改善普及事業の一環として実施する記帳継続指導に要する謝金、旅費、借損料（移動講習会の場合の車両を含む。）、資料費、消耗品費、会議費、印刷製本費、雑役務費及び通信運搬費
	金融指導事務費	金融指導事業に要する旅費、会議費、借損料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、雑役務費、備品費及び参考資料の購入費
	記帳指導員等謝金等	記帳指導員の謝金及び記帳指導職員の指導手当
特別研究指導費		経営改善普及事業の推進のため専門経営指導員又は経営指導員であって、主席又は主任の特別研究指導に必要な研究指導手当、参考資料購入費及び旅費
法定経営指導員手当		商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条又は第7条で認定された計画に記載された経営指導員の指導手当
支部活動推進費	支部借館料	県連合会の支部（所）として広域指導センターを又は商工会議所がその支部（所）を設置するために必要な借館料

		指導用車両購入費	県連合会の支部（所）として広域指導センターを設置し、経営改善普及事業の実施に必要な指導用車両の購入費
(3) 資質向上対策事業費	研修事業費	大学校研修参加費	知事が指定する中小企業総合基盤整備機構が行う研修等（能力強化研修を除く）への出席に要する補助対象職員の旅費及び受講料
		役職員研修会開催費	商工会議所及び県連合会が行う役職員研修会の開催に要する謝金、旅費、資料作成費、借損料（移動研修会の場合の車両を含む。）、通信運搬費及び消耗品費
		海外研修事業参加費	日商が行う経営指導員等海外研修事業に参加する経営指導員又は専門経営指導員の海外旅費及び事前研修旅費
		経営指導員等技術研修会費	商工会議所及び県連合会が実施する経営指導員等技術研修会に要する経費であって、謝金、旅費、借損料、資料費、印刷製本費、通信運搬費及び消耗品費並びに商工会議所及び県連合会が行う経営指導員等技術研修会への経営指導員の出席旅費
		コンピュータ要員（プログラマー）養成研修事業出席旅費	全国連合会が実施するコンピュータ要員（プログラマー）養成研修会への出席に要する県連合会職員の旅費
	資質向上対策推進事業費		商工会議所及び県連合会が実施する資質向上対策推進事業に要する経費であって、謝金、旅費、印刷製本費、会議費、借損料、賃金、通信運搬費、統一資格認定試験実施費、原稿料及び消耗品費
	人事交流赴任旅費		県連合会が人事交流を行う場合の当該人事異動者に対する赴任旅費
人事交流単身赴任手当		県連合会が人事交流を行う場合の当該人事異動者に対する単身赴任手当	
(4) 経営指導推進費	小規模企業振興委員活動費	指導普及費、連絡会議費	商工会等が実施する経営改善普及事業の実施に必要な「小規模企業振興委員」に係る委員謝金、交通費、通信運搬費、会議費、資料費及び借損料

	専門相談指導費		商工会議所が実施する専門指導に要する講師謝金、講師旅費及び借損料
	嘱託専門指導員謝金		商工会議所及び県連合会が行う経営改善普及事業の円滑な実施を図るために必要な嘱託専門指導員の謝金
	経営・技術強化支援事業費 エキスパートバンク		商工会等及び県連合会が実施する経営・技術強化支援事業に要する費用であって、謝金、旅費、原稿料、印刷製本費、広報費、会議費、借損料、試験・検査分析費、消耗品費及び通信運搬費
	指導用軽車両購入費		商工会等が実施する経営改善普及事業の実施に必要な指導用軽車両の購入費
(5) 小規模事業施策普及費	小規模事業施策普及費	パンフレット、ポスター作成費	経営改善普及事業の一環として商工会等が実施する小規模事業者に対する啓発及び広報用パンフレット、ポスター等の作成に要する印刷製本費及びホームページ作成費（施策情報の掲載・更新に係る経費に限る。）
		県連合会ニュース	県連合会が行う県連ニュースの作成等に要する印刷製本費等及びホームページの作成費（施策情報の掲載・更新にかかる経費に限る。）
(6) 指導施策建設費	指導施策建設費等		商工会等及び県連合会の指導施設の建設、取得又は修繕に要する経費 【補助率】 4 / 10 【補助限度額】 （研修センター併設） 29,400 千円 （会館のみ） 23,100 千円
(7) 情報ネットワーク化等推進事業費	端末機設置費		商工会等が実施する記帳機械化システム等及び地域小規模事業情報化推進事業の実施に必要な端末機及び付属品の設置に必要な購入費
	電子計算機賃借料		商工会議所及び県連合会が記帳機械化システム等及び地域小規模事業情報化推進事業の推進に係る電子計算機（オンライン関係機器を含む。）を設置するに必要な賃借料

			及び保守料
	記帳機械化等 推進事業オペ レータ設置費		県連合会が実施する記帳機械化システム等及び地域小規模事業情報化推進事業の推進に要する経費であって、オペレータ設置(人件費)に要する経費
(8) 指導環境推進費	指導環境推進費		商工会等が実施する経営改善普及事業の推進のための指導環境整備に必要な一般管理費のうち、人件費(事務局長及び商工会同士又は商工会議所同士の合併に伴う事務局次長又は支所長の設置に係るものに限る。)、備品費(車両購入費を含む。)、消耗品費、印刷製本費及び参考資料の購入費並びに経営改善普及事業の推進に必要な事業に係る講習会等の謝金、旅費、借損料、雑役務費、備品費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費及び参考資料の購入費(他の経費資区分に係るものと分割支出することとなるものを除く。)
(9) 若手後継者等育成事業費	青年部・女性部活動推進費		商工会議所及び県連合会が行う商工会等に設置されている青年部、女性部の活動推進のための講習会、研修会、ブロック別交流会等及び地域振興事業等の活動推進に要する謝金、旅費(研修会等に参加するための受講者交通費及び全国商工会連合会又は日本商工会議所が行う青年部又は女性部指導者の研修会に参加するための受講者旅費等を含む。)、借損料(移動講習会の場合及び研修会等に参加するための車両借上料を含む。)、雑役務費、会議費、資料費、印刷製本費、備品費、消耗品費、通信運搬費、調査等委託費
(10) 地域振興推進事業費	地域振興調査事業費		商工会等が行う地域振興調査事業に要する経費であって、謝金、旅費、会議費、雑役務費、借損料、印刷製本費、資料費、通信運搬費、委託費、消耗品費
	むらおこし総		商工会等が行うむらおこし総合活性化事業に要する経費であって、当

	合活性化事業費		該実施事業内容から知事が必要であると認められた経費（ただし、商工会等役職員の人件費及び不動産購入費は除く。）
	広域振興等地域活性化事業費		県連合会が行う広域振興等地域活性化事業に要する経費であって、当該実施内容から知事が必要であると認められた経費（ただし、県連合会役職員の人件費及び不動産購入費は除く。）
(11) 広域連携等対策事業費	広域連携等対策事業費		商工会等が行う広域連携等対策事業に要する経費であって、謝金、旅費、会議費、雑役務費、借損料、印刷製本費、資料費、通信運搬費、委託料、消耗品費、備品費、会館改修費、備品等運搬費、ネットワーク構築費、増改築費及び合併案内費
(12) 地域振興活性化事業費	地域振興活性化事業費		商工会等が行う地域振興活性化事業に要する経費であって、当該実施事業内容から知事が必要であると認められた経費（ただし、商工会等役職員の人件費及び不動産購入費は除く。）
(13) 経営安定特別相談事業費	特別相談事業費		商工会議所及び県連合会が実施する経営安定特別相談事業に要する経費であって、謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、資材購入費、借損料、パーソナルコンピュータ賃借料、会議費、雑役務費、備品費（相談中小企業者の秘密の保持に必要な書庫・書架であって、総額10万円以内に限る。）、燃料費、保守料及び委託費
	講習会等出席及び緊急対策等事業費		商工会議所及び県連合会が実施する緊急対策事業、しにせ倒産対策事業に要する経費であって、謝金、旅費、資料購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借損料、会議費、雑役務費及び委託費並びに全国連合会又は日商が実施する講習会事例研究会、商工調停士会への出席に要する旅費
(14) 能力開発強化支援事業費	能力開発強化支援事業費		国が指定する機構の行う能力強化研修への出席に要する補助対象職員の旅費及び受講料

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
商工会（商工会議所又は県連合会）
会長（会頭） 印

令和 年度山梨県小規模事業経営支援事業費補助金交付申請書

本会は、令和 年度における小規模事業者に対する指導事業を次のとおり実施しますので、山梨県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の目的
- 2 補助金交付申請額 金 円
- 3 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分
(別紙) 補助事業計画書のとおり

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
商工会連合会
会長 印

令和 年度山梨県小規模事業経営支援事業費補助金交付申請書

本会は、令和 年度における小規模事業者に対する指導事業に要する商工会の経費について、次のとおり補助金の交付を受けたいので、山梨県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱第8条の2第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業の目的
- 2 補助金交付申請額 金 円
- 3 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分
(別紙) 補助事業計画書のとおり

- (注) 1 この様式は、県連合会が使用すること。
2 申請にあたり、各商工会の事業申請内容を明らかにする書類を添付すること。

(別紙) 補助事業計画書

1-1 商工会等に係る補助事業計画書

経費区分及び経費の明細		補助事業に 要する経費	補助金申請額	員数等
給料及び 扶養手当	経営指導員			定数 人・延月数 月
	補助員			〃 〃・〃 〃
	記帳専任職員			〃 〃・〃 〃
	小計			
地域手当	経営指導員			人数 人・延月数 月
	補助員			〃 〃・〃 〃
	記帳専任職員			〃 〃・〃 〃
	小計			
通勤手当	経営指導員			人数 人・延月数 月
	補助員			〃 〃・〃 〃
	記帳専任職員			〃 〃・〃 〃
	小計			
期末手当	経営指導員			期末手当支給率 月 職務加算 % × 月
	補助員			期末手当支給率 月
	記帳専任職員			〃 〃
	小計			
寒冷地 手当	経営指導員			定数 人
	補助員			〃 〃
	記帳専任職員			〃 〃
	小計			
住居手当	経営指導員			人数 人・延月数 月
	補助員			〃 〃・〃 〃
	記帳専任職員			〃 〃・〃 〃
	小計			
超過勤務 手当	経営指導員			定数 人・延月数 月
	補助員			〃 〃・〃 〃
	記帳専任職員			〃 〃・〃 〃
	小計			
福利 厚生費	経営指導員			定数 人・延月数 月
	補助員			〃 〃・〃 〃
	記帳専任職員			〃 〃・〃 〃
	小計			
人件費計				

1-2 県連合会に係る補助事業計画書

経費区分及び経費の明細		補助事業に 要する経費	補助金申請額	員数等
給料及び 扶養手当	商工会指導員			定数 人・延月数 月
	専門経営指導員			〃 〃・〃 〃
	補助員			〃 〃・〃 〃
	経営指導員研修生			〃 〃・〃 〃
	小計			
地域手当	商工会指導員			定数 人・延月数 月
	専門経営指導員			〃 〃・〃 〃
	補助員			〃 〃・〃 〃
	経営指導員研修生			〃 〃・〃 〃
	小計			
通勤手当	商工会指導員			定数 人・延月数 月
	専門経営指導員			〃 〃・〃 〃
	補助員			〃 〃・〃 〃
	経営指導員研修生			〃 〃・〃 〃
	小計			
期末手当	商工会指導員			期末手当支給率 月 職務加算 %× 月
	専門経営指導員			期末手当支給率 月 職務加算 %× 月
	補助員			期末手当支給率 月
	経営指導員研修生			期末手当支給率 月
	小計			
寒冷地 手当	商工会指導員			定数 人
	専門経営指導員			〃 〃
	補助員			〃 〃
	経営指導員研修生			〃 〃
	小計			
住居手当	商工会指導員			人数 人・延月数 月
	専門経営指導員			〃 〃・〃 〃
	補助員			〃 〃・〃 〃
	経営指導員研修生			〃 〃・〃 〃
	小計			
超過勤務 手当	商工会指導員			定数 人・延月数 月
	専門経営指導員			〃 〃・〃 〃
	補助員			〃 〃・〃 〃
	経営指導員研修生			〃 〃・〃 〃
	小計			
福利 厚生費	商工会指導員			定数 人・延月数 月
	専門経営指導員			〃 〃・〃 〃
	補助員			〃 〃・〃 〃
	経営指導員研修生			〃 〃・〃 〃
	小計			
人件費計				

経費区分及び経費の明細	補助事業に要する経費	補助金の交付申請額	員 数 等
指導事業費			
指導旅費			人
研修旅費			人
特定商工会議所中小企業相談所直面問題会議出席旅費			人
広域指導センター所長会議出席旅費			人
商工会役職員研修会出席旅費			役 員 人 記帳専任 人 補助員 人 パソコン 人
旅費 小計			
指導事務費			
調査研究費			
オンライン通信費			
指導用車輛購入費			
広報用車輛購入費			
事務費 小計			
福利環境整備費			
講習会等開催費			個別 回、集団 回
金融指導事務費			延べ件数 件
記帳指導員等謝金等			事業者数 人、指導回数 回
指導事業費 小計			
特別研究指導費（主席）			
特別研究指導費（主任）			
特別研究指導費 小計			
法定経営指導員手当			
資質向上対策事業費			
大専校研修参加費			
役職員研修会開催費			
経営指導員等技術研修会費			
研修事業費 小計			
資質向上対策推進事業費			
経営指導推進費			
小規模企業振興委員活動費			
専門相談指導費			
嘱託専門指導員謝金			
経営・技術強化支援事業費			
指導用軽車輛購入費			
小規模事業施策普及費			ポスター、パンフレット、ホームページ 種
指導施設費			研修センター設置 有 無
情報ネットワーク化等推進事業費			
端末機設置費			
電子計算機賃借料			
記帳機械化等推進事業オペレータ設置費			
指導環境推進費（事務局長設置費）			延べ月数 月
若手後継者等育成事業費			
青年部活動推進費			講演会等 回 人 研修会 回 人 交流会 回 人 活動推進事業 テーマ
女性部活動推進費			講演会等 回 人 研修会 回 人 交流会 回 人 活動推進事業 テーマ
地域振興推進事業費			
地域振興調査事業費			
むらおこし総合活性化事業費			
広域振興等地域活性化事業費			
広域連携等対策事業費			
地域振興活性化事業費			
経営安定特別相談事業費			
特別相談事業費			
講習会等出席及び緊急対策等事業費			
能力開発強化支援事業費			人
事業費計			
合計（人件費＋事業費）			

（注）収支予算又は予算案を添付すること。

2 経費の内容

1. 商工会等（又は県連合会）に係る人件費調書

(1) 補助対象職員の人件費

職名	氏名	設置 年月日	設置 月数	給料		扶養手当		地域手当		通勤手当		住居手当	
				年額	補助 金額	年額	補助 金額	年額	補助 金額	年額	補助 金額	年額	補助 金額
小計													

職名	氏名	期末手当				寒冷地手当		超過勤務手当		福利厚生費	
		年額	補助 金額	職務加算		年額	補助 金額	年額	補助 金額	年額	補助 金額
				年額	補助 金額						
合計											

(注) (1) 職名ごとの小計を記入すること。

(2) 補助対象となる経費についてのみ記入すること。

3 記帳継続指導対象者名簿

No.

(記帳専任職員等氏名)

氏名	住所	業種	会員 非会員	申告区分 (青・ 白色)	1ヶ月当り の手数料額	基調継続指導 の対象となっ た年度	備考

(注) (1) 記帳専任職員等ごとに作成すること。

(2) 1ヵ月あたりの手数料は、記帳継続及び記帳代行の手数料とし、決算手数料は除くこと。

4 商工業者数等の現況 (令和 年 月 日現在)

(1) 商工業者数	人	商	業	者	人
		工	業	者	人
(2) 小規模事業者数	人	商	業	者	人
		工	業	者	人

(注) 商業 …………… 卸・小売・サービス業
工業 …………… 上記以外の業種

産 政 第 号
令和 年 月 日

商 工 会 会 長
商 工 会 議 所 会 頭 殿
商 工 会 連 合 会 会 長

山梨県知事 印

山梨県小規模事業経営支援事業費補助金の交付決定について（通知）

令和 年 月 日付け 発第 号で申請のあった山梨県小規模事業経営支援事業費補助金については、山梨県補助金交付規則（昭和 3 8 年規則第 2 5 号、以下「規則」という。）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第 7 条の規定により通知します。

1 補助金の交付対象となる事業は、令和 年 月 日付け 発第 号（以下「申請書」という。）をもって申請のあった事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。

2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補 助 金 の 額	金	円

3 補助事業に要する経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、申請書記載のとおりとする。

4 山梨県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 1 1 条ただし書に規定する補助事業の内容変更のうち軽微な変更とは、次の各号に定める場合以外の変更をいう。

(1) 内容の変更

(7) 前記により定められた補助事業に要する経費の合計額（交付申請書の補助事業計画書の補助事業に要する経費の合計額）を増額又は20%を超えて減額する場合。

(4) 補助対象職員（商工会指導員、専門経営指導員、経営指導員、経営指導員研修生、補助員、記帳専任職員）の設置月数に変更を生ずる場合。

(2) 経費の区分の変更

(7) 申請書の補助事業計画書に掲げる商工会等に対する補助事業に係る各経費区分の費目ごとに配分された経費について、次の①から③までに掲げる変更を行う場合

① 俸給及び扶養手当、地域手当、通勤手当、期末手当、寒冷地手当、住居手当、超過勤務手当、福利厚生費、事務費の調査研究費のうちの特設調査研究費、福利環境整備費、指導事業費の記帳指導員等謝金等、特別研究指導費、法定経営指導員手当、嘱託専門指導員謝金、支部借館料、電子計算機賃借料、指導施設建設費等並びに商工会等指導環境推進費に係る経費の変更

② 研修事業費、経営指導員技術研修会費、資質向上対策推進費、小規模企業振興委員活動費、経営・技術強化支援事業費、大都市対策特別普及振興事業費、特産品等販路開拓支援事業費、広域連携物産展開催費及び参加費、ふるさと情報発信事業費、若手後継者等育成事業費、中小企業景況調査事業費、小規模企業広域活性化事業費、広域連携等地域対策事業費、地域産業人材育成・指導事業費、経営安定特別相談事業費に係る経費の減額変更

③ 能力開発強化支援事業に係る経費の変更

④ ①、②及び③に掲げる費目以外の費目に係る経費の増額又は20%を超える減額変更（ただし旅費のうち指導旅費から指導用軽車両購入費へ流用する場合を除く。）

(4) 申請書の補助事業計画書に掲げる県連合会に対する補助事業に係る各経費区分の費目ごとに配分された経費について、次の①～③までに掲げる変更を行う場合

① 俸給及び扶養手当、地域手当、通勤手当、期末手当、寒冷地手当、住居手当、超過勤務手当、福利厚生費、事務費の調査研究費のうちの特設調査研究費、福利環境整備費、指導事業費の記帳指導員等謝金等、嘱託専門指導員謝金、特別研究指導費、法定経営指導員手当、支部活動推進費（経費区分の明細の支部借館料に限る。）、指導施

設建設費等、電子計算機賃借料並びに記帳機械化等推進事業オペレータ設置費に係る経費の変更

② 商工会役職員研修会開催費、小規模事業施策普及費、資質向上対策推進事業費、経営・技術強化支援事業費、全国物産展参加費、ミニ全国物産展参加費、広域連携物産展開催費及び参加費、特産品等販路開拓支援事業費、ふるさと情報発信円滑化事業費、若手後継者等育成事業費、中小企業景況調査事業費、小規模企業広域活性化事業費、商工会地域広域振興対策推進事業費、経営安定特別相談事業費に係る経費の減額変更

③ 能力開発強化支援事業に係る経費の変更

④ ①、②及び③に掲げる費目以外の費目に係る経費の増額又は20%を超える減額変更

5 補助金の額の確定は、交付要綱別表に掲げる経費の区分ごとに支出額の2分の1、3分の2を乗じて得た額、又は補助金の額のうち低い額の合計額とする。

6 条件

(1) 交付決定の内容又は条件に対して不服がある場合における「規則第8条第1項」の規定による申請の取下げをすることができる期限は、補助金交付決定通知を受けた日から20日以内とする。

(2) 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第3号による申請書（正1通、写1通）を知事に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(3) 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第4号による申請書（正1通、写1通）を知事に提出して、その承認を受けなければならない

(4)

(7) 補助事業者は、商工会指導員、専門経営指導員、経営指導員、経営指導員研修生、補助員又は記帳専任職員（以下「補助対象職員」という。）の変更（退職又は任命）をしようとするときは、あらかじめ様式第6号による申請書（正1通、写1通）を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- (4) 補助事業者は、記帳指導員の変更（退職又は任命）をしようとするときは、あらかじめ様式第6号による申請書（正1通、写1通）を知事に提出して、その承認を受けなければならない。
- (5) 補助事業者は、補助対象職員が引き続き3月を超えて欠勤し、又は本務を離れるに至った場合（前項の規定による変更承認を受けようとする場合を除く。）には、速やかに様式第7号による補助対象職員長期欠勤届（正1通、写1通）を知事に提出しなければならない。
- (6) 補助事業者は、9月30日現在における補助事業の遂行状況について、様式第8号による小規模事業経営支援事業費補助金に係る補助事業遂行状況報告書（正1通、写1通）を、10月10日までに知事に提出しなければならない。
- (7) 補助事業者は、補助事業の実績について、様式第9号による小規模事業経営支援事業費補助金に係る補助事業実績報告書（正1通、写1通）を会計年度終了後10日以内（ただし交付要綱第12条の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日から10日以内）に知事に提出しなければならない。
- (8)
- (7) 補助事業者は、補助金により取得した指導施設、指導用車両及び備品について台帳を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。
- (4) 補助事業者は、知事が別に定める時期までに、補助金により取得した指導施設、指導用車両及び備品を他の用途に使用し、他の者に貸しつけ、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保にしようとする（以下「取得財産の処分」という。）ときは、様式第9-4号による申請書（正1通）を知事に提出してその承認を受けなければならない。
- この場合において知事は、当該取得財産が別に定める耐用年数を経過している場合を除き、補助事業者が取得財産を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。
- (9) 補助事業者は補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (10) 補助事業者が、補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件その他法

令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

また、補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、返還するものとする。

- 7 補助事業者は、上記のほか、規則及び交付要綱に従わなければならない。

- 8 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとなる。

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
商工会（商工会議所又は県連合会）
会 長（会頭） 印

令和 年度山梨県小規模事業経営支援事業費補助金に係る
補助事業の内容（経費の配分）の変更承認及び変更交付申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記事業の内
容（経費の配分）を次のとおり変更したいので山梨県小規模事業経営支援事業費補助金交付
要綱第 1 1 条の規定により承認を申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容及び補助事業に要する経費の配分
別紙補助事業変更計画のとおり

(別紙) 補助事業変更計画書

1 商工会等(又は県連合会)に係る補助事業計画書

経費区分及び 経費の明細		補助事業に要する経費			補助金の額			員数等	
		変更前	変更額	変更後	変更前	変更額	変更後	変更前	変更後
給料	経営 指導員							定数	定数
								延月数	延月数
及び 扶養 手当	補助員							定数 延月数	定数 延月数
	記帳専 任職員							定数 延月数	定数 延月数
	小計								
~~~~~									
人件費合計									

経費区分及び 経費の明細		補助事業に要する経費			補助金の額			員数等	
		変更前	変更額	変更後	変更前	変更額	変更後		
指導事業費									
	指導旅費								
	研修旅費								
~~~~~									
事業費合計									
合計									

(注) 1 記載について、経費区分及び経費の明細欄は、様式第1号別紙の補助事業計画書の記載事項に準じて行うこと。

2 次の書類を添付すること。

- (1) 様式第1号別紙の2、3、4
- (2) 収支予算又は予算案

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
商工会連合会
会長 印

令和 年度山梨県小規模事業経営支援事業費補助金に係る
補助事業の内容
経費の配分 の変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記事業の内容
（経費の配分）を次のとおり変更したいので山梨県小規模事業経営支援事業費補助金交付
要綱第11条第2項の規定により承認を申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容及び補助事業に要する経費の配分
別紙補助事業変更計画書のとおり

- (注) 1. この様式は、県連合会が使用すること。
2. 申請書の提出にあたっては、(別紙) 補助事業変更計画書を添付すること。
3. 各商工会の事業申請内容を明らかにする書類を添付すること。

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

商工会（商工会議所又は県連合会）

会 長（会頭） 印

令和 年度山梨県小規模事業経営支援事業費補助金に係る
補助事業中止（廃止）申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助事業は、次のとおり中止（廃止）したいので山梨県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により承認を申請します。

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 補助事業中止の期間

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

商工会（商工会議所又は県連合会）

会 長（会頭） 印

資 格 認 定 申 請 書

このことについて、次のとおり資格認定を受けたいので、山梨県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定により申請します。

- 1 所 属
- 2 職 種
- 3 氏 名

（注）履歴書、健康診断書、その他（採用の経過等）を添付すること。

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
商工会（商工会議所又は県連合会）
会 長（会頭） 印

変 更 承 認 申 請 書

このことについて、次のとおり変更したいので、山梨県小規模事業経営支援事業費補助金
交付要綱第 1 3 条第 2 項の規定により申請します。

1 変更者氏名及び所属団体名

- (1) 所属団体名
- (2) 退職者（職氏名）
- (3) 新たに任命しようとする者（資格区分）
- (4) 資格区分

2 変更年月日

- (1) 退職年月日
- (2) 新任年月日

3 変更の理由

(注) ① 新任者の略歴書（顔写真を添付したもの）、免許・資格認定証、健康診断書及び
人件費内訳書を添付すること。

② 1 の(2)、(3)及び 2 の(1)、(2)については、該当する項目についてのみ記入するこ
と。

③ 新規に増員する場合は、この様式に準ずるものとする。

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
商工会（商工会議所又は県連合会）
会 長（会頭） 印

補 助 対 象 職 員 長 期 欠 勤 届

このことについて、（氏名）は次のとおり3月を超えて欠勤することとなったので、山梨県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定により届け出します。

- 1 所 属 団 体 名
- 2 理 由
- 3 欠 勤 開 始 日
- 4 出 勤 予 定 日
- 5 その他必要な事項

（注）理由については診断書等の証明書を添付すること。

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
商工会（商工会議所又は県連合会）
会 長（会頭） 印

令和 年度山梨県小規模事業経営支援事業費補助金に係る
補助事業遂行状況報告書

山梨県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱第 15 条の規定により令和 年 9 月
30 日現在における補助事業の遂行状況を別紙のとおり報告します。

- 1 交付決定 令和 年 月 日 第 号
- 2 補助金 金 円
- 3 補助金概算払受領年月日及び金額
令和 年 月 日 金 円
- 4 補助事業費支出状況 別紙のとおり

(別紙) 補助事業遂行状況報告書

1 商工会等（又は県連合会）に係る補助事業遂行状況報告書

経費区分及び経費の明細		補助事業に 要した経費	補助金の 交付決定額	員数等
給料及び 扶養手当	経営指導員			定数 人・延月数 月
	補助員			〃 〃・〃 〃
	記帳専任職員			〃 〃・〃 〃
	小計			
~~~~~				
人件費計				

経費区分及び経費の明細		補助事業に 要した経費	補助金の 交付決定額	員数等
指導事業費				
	指導旅費			
	研修旅費			
~~~~~				
事業費計				
合計				

(注) 1 記載について、経費区分及び経費の明細欄は、様式第1号別紙の補助事業計画書の記載事項に準じて行うこと。

2 次の書類を添付すること。

(1) 収支予算又は予算案

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
商工会（商工会議所又は県連合会）
会長（会頭） 印

令和 年度山梨県小規模事業経営支援事業費補助金に係る
補助事業実績報告書

本会は、令和 年度補助事業を完了しましたので、山梨県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱第16条の規定によりその実績を次のとおり報告します。

- 1 補助金交付決定 令和 年 月 日 第 号
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 補助金受領年月日及び金額
令和 年 月 日 金 円
- 4 山梨県小規模事業経営支援事業費補助金支払明細書 別紙のとおり

(別紙) 小規模事業経営支援事業費支払明細書

1 商工会等（又は県連合会）に係る小規模事業経営支援事業費支払明細書

経費区分及び経費の明細		補助事業に 要した経費	補助金交付 決定額	補助金 充当額	員数等
給料及び 扶養手当	経営指導員				定数・延月数
	補助員				〃・〃
	記帳専任職員				〃・〃
	小計				
~~~~~					
人件費計					

経費区分及び経費の明細		補助事業に 要した経費	補助金交付 決定額	補助金 充当額	員数等
指導事業費					
	指導旅費				
	研修旅費				
~~~~~					
事業費計					
合計					

(注) 1 記載について、経費区分及び経費の明細欄は、様式第1号別紙の補助事業計画書の記載事項に準じて行うこと。

2 次の書類を添付すること。

(1) 様式第1号別紙の2、3、4

(2) 収支決算書又は決算見込

別紙1

商工会等名又は 県連合会名	経営指導員の調査研究費の実施内容
	内 訳
	調査委研究費の概要

(注) 専門経営指導員の行ったものについては、この書式に準じて別途作成すること。

別紙2

商工会等名又は 県連合会名	経営指導員技術研修会の実施内容
	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施事業の概要 2 本事業により得られた効果の概要

別紙3

商工会議所名 又は県連合会名	資質向上対策推進事業の実施内容
	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施事業の概要 2 本事業により得られた効果の概要

別紙4 経営・技術強化支援事業については、実施事業の内容及び成果に関する報告書を添付すること。

別紙5

商工会等名	地域振興調査事業の実施内容
	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施事業の概要 2 本事業により得られた効果の概要

別紙6

商 工 会 等 名	むらおこし総合活性化事業の実施内容
	1 実施事業の概要 2 本事業により得られた成果の概要

別紙7

連 合 会 名	広域連携等対策事業の実施内容
	1 実施事業の概要 2 本事業により得られた成果の概要

別紙8

商 工 会 等 名	地域振興活性化事業
	1 実施事業の概要 2 本事業により得られた成果の概要

別紙9

(商工会議所)

商 工 会 議 所 名 県 連 合 会 名	経済安定特別相談事業の実施内容
	倒産防止特別相談の実施内容 (1) 金 融 幹 旋 件 (2) 受 注 幹 旋 件 (3) 事 業 転 換 件 (4) そ の 他 件 合 計 件

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
商工会（商工会議所又は県連合会）
会長（会頭） 印

令和 年度消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

山梨県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱第16条第2項の規定により、次のとおり報告します。

- | | |
|--|---|
| 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3-2） | 円 |

（注）1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 課税事業者の場合であっても、単に補助金の10%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

取得財産等管理台帳（ 年度）

（単位：円）

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	保管 場所	備考

- （注） 1. 対象となる取得財産等は、交付要綱第17条第1項に定める財産とする。
2. 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。
ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
3. 取得年月日は、検査を行う場合には検収年月日を記載のこと。

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
商工会（商工会議所又は県連合会）
会 長（会頭） 印

取得財産の処分承認申請書

令和 年度山梨県小規模事業経営支援事業費補助金により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱第17条第2項の規定により承認をお願いします。

- 1 品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処 分 の 方 法
- 4 処 分 の 理 由

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
商工会（商工会議所又は県連合会）
会 長（会頭） 印

概 算 払 請 求 書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和 年度山梨県
小規模事業経営支援事業費補助金について、次のとおり概算払の請求をいたします。

1 概算払請求額 円

2 内訳

補助金交付 決定額 ①	既概算交付 額 ②	差 引 額 ①－②＝③	今回概算請 求額 ④	備 考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

口座振替

振替先銀行名

預金種別（当座・普通）

口座名

No.

年 月 日

山梨県知事 殿

委 任 状

住 所
(受託者) 名 称
会 長

上記の者を代理人と定め、 年度において、山梨県から交付される小規模事業経営支援事業費補助金の申請及び受領並びに実績報告書等一切の権限を委任します。

年 月 日

住 所
(委任者) 名 称
会 長